

告示第 58 号

太子町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 25 年告示第 56 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 6 条第 2 項後段を削る。

別表 1 中

「

人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小慢児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円	—
-----	---------------------	-----------------------	-----------	---

」を

「

人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小慢児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700 円	—
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起すことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	170,500 円	—

」に

改める。